



家畜衛生だより

令和5年9月発行 No.5-8 (全畜種)
埼玉県川越家畜保健衛生所
電話：049-225-4141
FAX：049-226-9653
緊急携帯 090-7191-3473
Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp
(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

アニマルウェルフェアを取り入れた飼養管理を！

「アニマルウェルフェア(Animal Welfare)」(以下、AW)は、日本語では動物福祉と訳します。

畜産におけるAWとは「家畜へのストレスや疾病を最小限に抑え、家畜が健康で快適に生きられる飼養管理」が重要となります。

AWの5つの自由とは

「5つの自由」とは、1960年代の英国において家畜に対する動物福祉の理念として提唱され、現在では、家畜のみならずペット動物等、あらゆる人間の飼養下にある動物の福祉の指標として国際的に認められています。



AWの考え方に基づいた飼養管理を行うメリット



疾病のリスクが減ります。



治療コスト等が低減します。



生産性の向上につながります。



畜種ごとの「AWに関する飼養管理指針」については農林水産省のHPをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

アニマルウェルフェアの5つの自由

「5つの自由」は全ての動物に係るアニマルウェルフェアにおける基本的な理念です。「5つの自由」を理解して日々の観察や記録、丁寧な取り扱い、良質な飼料や水の給与など適正な飼養管理に努めてください。

飢餓と渇きからの自由

- 水は、毎日、新鮮で飲用に適した十分な量を給水する。
- 飼料は、汚染や劣化を最小限に抑えて保管・給餌する。
- 家畜の健康に悪影響を与えるものが含まれていないか適宜検査を実施する。

苦痛、傷害、疾病からの自由

- 去勢、除角等を行う場合は、若齢時の実施や麻酔、鎮痛剤の投与下で行う。
- 家畜を取り扱う際に使う道具は板や旗等の痛みを与える可能性のないものを使用する。

身体的、熱の不快感からの自由

- 畜種に合わせた暑熱対策や寒冷対策を行う。

恐怖、苦悩からの自由

- 家畜に近づく際には、家畜が驚くことのないよう距離や位置関係に配慮する。
- 騒音が最小限になるよう維持、管理する。

正常な行動ができる自由

- 畜舎は突起物など家畜が損傷する原因がない構造とする。
- 床面は滑りにくい材質を用い、水はけを良くし、衛生的な状態を確保する。
- 家畜が休息するための十分なスペースが確保され、立ち上がる等の正常な行動をとれる構造とする。
- 各畜種の習性に応じ、十分な光量が確保されるよう、自然光や照明の適切使用に留意する。